

四日市市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第20号

四日市市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員地域手当支給規則（平成18年四日市市規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
附 則 1 及び 2 （略） （平成28年3月31日までの間における条例第40条の規定による地域手当の支給割合）		附 則 1 及び 2 （略） （条例第40条の規定による地域手当の支給割合）	
3 <u>平成28年3月31日までの間における</u> 条例第40条第2項各号の支給割合は、次の表のとおりとする。		3 <u>当分の間、</u> 条例第40条第2項各号の支給割合は、次の表のとおりとする。	
級地	支給割合	級地	支給割合
1 級地	<u>100分の18.5</u>	1 級地	<u>100分の18</u>
5 級地	<u>100分の9</u>	5 級地	<u>100分の7</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（総務部人事課）